

地方財政の充実強化について

中国部会提出
説明担当 廿日市市

2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額を推し進めた。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨から見て容認できないものである。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければならない。この法の目的を実現するため、地方財政計画、地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決するべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要がある。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要がある。

よって、国におかれては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

- 1 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方向的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大を図ること。
- 3 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。特に、被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。
- 4 地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方向的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。
- 5 地域の防災、減災に係る必要な財源は、通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。
- 6 地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について対策を講じること。

北方領土問題の早期解決等について

北海道部会提出
説明担当 根室市

我が国固有の領土である北方領土返還の実現は、最大の国家的課題であり、永年の国民の悲願である。

しかし、北方領土問題については、日口間交渉による、これまでのさまざまな合意及び文書に基づき、両国がともに受け入れられる解決策を見出す努力を行うことでは一致しているものの、未だ具体的な進展がない状況である。

このことは、元島民や返還要求運動関係者をはじめ、全国の先頭に立って返還要求運動を68年以上に亘って行ってきた「原点の地」としては、強い憤りと怒りすら覚える結果である。

特に、これまで返還要求運動の中心的役割を担ってきた元島民は高齢化しており、運動関係者などからもこのままでは返還要求運動の風化も懸念されるとの声も聞こえている。

また、北方領土隣接地域においては、北方領土問題が未解決であることにより地域の望ましい発展が阻害されてきており、地域経済の低迷に拍車をかけている状況にある。

こうした中、本年4月には、実に10年ぶりとなる総理大臣の公式訪口が実現し、「平和条約締結に向けた交渉を加速的に進める」との共同声明が採択され、以降も首脳会談が行われるなど、これまで停滞していた北方領土問題の解決に向けた日口対話が、再び活発化してきているところであり、このような時こそ、これまでの返還要求運動を総括し、その上で領土返還にむけた戦略的環境づくりの構築を図ることが必要である。

返還要求運動については、国の責任のもと、国民世論の一層の盛り上げや国際世論の喚起を図るために、戦後未解決の問題として、これまでの取り組みを検証し、より効果的に全国民が参加するような運動へと展開していくことが求められている。

このため、特に運動後継者の育成や次代を担う青少年に対する北方領土教育の充実などにより国民世論の喚起高揚を図るとともに、わが国の北方領土返還要求の正当性を国内外に積極的に訴えるべきである。

よって、政府においては、歯舞、色丹、国後、択捉の四島の帰属に関する問題を解決し、平和条約を早期に締結するという一貫した方針に基づき、北方領土問題の解決に向けてロシア政府に対する強力な外交交渉を推し進めるとともに、世論の高揚・喚起を図るためのより効果的な返還要求運動を推進するよう要望する。

あわせて、元島民等の援護対策、及び北方領土問題が未解決という特殊な状態に置かれている隣接地域の疲弊解消のための内政措置を、国の責任のもとで速やかに実施されるよう強く要望する。

地方議会議員の被用者年金制度への加入について

中国部会提出

説明担当 下関市

地方議会議員年金制度は、平成の大合併により急激に財政が悪化し、平成23年6月1日をもって廃止されたが、廃止法案審議に際して衆参両院総務委員会は、地方議会議員の新たな年金制度について検討を行うよう附帯決議を付したところである。

総務省は、この附帯決議を踏まえ、地方議会議員のみを対象とする新たな年金制度を創設することは現実的ではないとし、地方議会議員が既存の被用者年金制度へ加入する道を検討する必要があるとしている。

地方議会議員が、安心して議員活動に専念し、また、議員を志す新たな人材確保のためにも、議員退職後の老後の生活を保障する年金制度は必要不可欠である。

よって、国においては、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保を図る観点から、地方議会議員についても、被用者年金一元化が行われる平成27年10月から、基礎年金に上乗せの報酬比例部分のある被用者年金に加入できるようにするなど総合的な環境整備に努め、その実現を図るよう強く要望する。

国による子育て支援医療費助成制度の創設について

東 北 部 会 提 出
説明担当 尾花沢市

平成25年9月に厚生労働省が発表した合計特殊出生率は1.41で、人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回っており、危機的な状況が続いています。少子化の進行は、高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたことから、少子化対策の一施策として子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が重要施策になっており、子育て医療費助成制度は、公的医療保険制度を補完する制度として多くの自治体で実施され、子どもの健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしています。しかし、自治体間で制度が異なっているため、住む地域によって格差が生じており、自治体間での競争を生じさせる状況にもなっているのが現状です。

子どもは、どこに生まれ住んだとしても、平等に、大切に育てられなければなりません。子どもを安心して産み、育てることのできる社会を実現するためには、国の制度として子育て支援医療費助成制度を実施することが必要です。

つきましては、自治体間の格差を是正し、子育て支援、少子化対策をさらに強化できるよう、義務教育修了時までの子どもに対する医療費助成制度を国の制度として早期に創設するよう要望します。

安定した国民健康保険制度の確立及び財政措置について

近畿部会提出

説明担当 池田市

国民健康保険制度は、国民皆保険体制を支える要の制度となっているが、少子高齢化の進展にともなう高齢者加入割合の増嵩や低所得者層の増加などの構造的な課題に加え、医療技術の進歩により医療費は伸び続けており、市町村単独での運営はもはや限界となっている。

そのような中、国においては昨年度、国民健康保険法の一部を改正する法律により構造的な問題への対応として、共同事業（高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業）の恒久化や低所得者に対する財政支援の強化、さらに財政運営の都道府県単位化の推進などの取組みが図られようとしている。

国民皆保険体制を堅持し、保険者が円滑に事業運営を進めて行くにあたり、国においては、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう要望する。

記

1 重点要望事項

- (1) 国民健康保険財政運営の都道府県単位化を進めるため平成27年度から実施される共同事業の拡大にあたっては、被保険者への保険料増加に対する激変緩和措置を適正に図ること。

2 一般要望事項

- (1) 制度改正によりシステム改修を行う必要が生じる場合は、その経費について十分な財政措置を講ずること。
- (2) 各種医療費助成制度による療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (3) 特定健診、特定保健指導について、実態に即した基準単価となるよう引き上げを行うこと。
- (4) 資格喪失後受診におけるレセプトについて、保険者間での過誤調整が可能となるような制度の確立を図ること。

国民健康保険・介護保険の国庫負担割合の拡充について

九州部会提出

説明担当 宇城市

国民健康保険・介護保険は、国民皆保険体制の基盤をなす制度で、国民健康保険は、被用者保険に加入していないすべての人を、介護保険は、65歳以上のすべての人を対象としており、その被保険者は、非正規労働者、無職者、年金生活者等を含め、所得水準の低い人の割合が高く、保険料負担は重くのしかかっている。今後の物価上昇や消費税の増税など、さらに生活を圧迫することが予想され、保険者である市町村においては、これ以上の保険料（税）による負担を強いることが困難な状況にある。

両制度の財政運営は、医療給付費が増加する中、被保険者の平均年齢が高く、所得が低いといった構造的な問題もあり、脆弱な財政基盤が一層深刻化しており、厳しい運営を余儀なくされている。

よって、国においては、制度の長期的安定化を図るため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 国民健康保険制度及び介護保険制度に対する国の負担を拡充・強化するため、早急な見直しを図ること。

定期予防接種における市区町村の費用負担の軽減について

関東部会提出
説明担当 熊谷市

国が平成22年度から実施している「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」は平成24年度で終了し、平成25年度から定期予防接種となったため、国庫補助がなくなり、対象者への接種回数が多く接種費用も高額であることから、地方自治体の費用負担が大幅に増加しています。

また、平成24年9月1日からポリオの定期予防接種ワクチンを生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンに一斉に切り替えたことから、これまでの生ポリオワクチンに比べ高額になるとともに、対象者への接種回数が2回から4回に倍増し、地方自治体の費用負担が大幅に増加しています。

さらに、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎及び成人用肺炎球菌の4ワクチンについても定期予防接種化が予定されているほか、小児用肺炎球菌ワクチンについては、7価から13価への切り替えによるワクチンの値上げが、平成26年度から予定されており、これらを含め全ての定期予防接種の費用を自治体が負担することは、厳しい財政状況から極めて困難です。

国では、これらについて公費負担の対象範囲が9割になるよう、普通交付税措置を講ずるとしてはいますが、市区町村の財政基盤や被接種者の経済状況によらず、対象者の全てが接種できるよう、財源を国庫補助金等により全額保障することを要望します。

HPVワクチンの接種を一時中止し、重篤な副反応の追跡調査と被害者救済を求めることについて

四国部会提出
説明担当 松山市

ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症については、本年4月1日から、予防接種法の規定により、自治体によるワクチンの定期接種が行われている。ところが、子宮頸がんワクチンを接種した後の副反応事例が全国で多数発生し、5月16日開催の厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会では多数の副反応事例が医療機関から報告され、部会では健康被害の調査を行うことを決定した。

続いて、厚生労働省は6月14日、ワクチン接種後の副反応として、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が特異的に見られたことから、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨しないよう、しかしながら、希望者には接種機会の確保を図ることなどを勧告した。

厚生労働省が定期接種を積極的に勧奨しないとするまでの副反応の実態は、危惧すべき重大な問題であり、これまでに接種した全員に徹底した追跡調査を行い、早急に救済体制を拡充すべきと考える。

よって国民の健康と安全を守るために、特に下記の3点につき国において万全の措置が講ぜられるよう要望する。

- 1 重篤な副反応が報告されているHPVワクチンの接種を、予防原則の立場から一時中止し、これまでに接種した全員に徹底した追跡調査を行い、公表すること。
- 2 副反応に対する治療体制、被害者救済制度を早急に充実・拡充させること。
- 3 副反応を疑う保護者からの相談に応じる窓口を、自治体内に設置するべく通知し、早急に予算措置をすること。

教育予算の拡充について

関東部会提出

説明担当 三浦市

子どもたちに豊かな教育を保障することは、子どもたちが将来にわたり幸福な生活を営んでいくため、また、将来の我が国や社会を担っていく人材を育てていくため、極めて重要である。特に現下の社会状況においては、学校において、一人一人の子どもにきめ細かな対応をすることが喫緊の課題となっている。

しかし、地方財政の逼迫等により、自治体において教育予算を確保することが困難な状況となっており、就学援助等の教育環境においても、自治体間の格差が広がってきている。また、低所得者層の拡大・固定化が進んでいることから、各家庭の所得の格差が教育の格差につながってきている。

このような状況の中、自治体の財政力や保護者の所得によって、子どもたちが受ける教育の水準に格差が生じないように、国の教育予算の確保・充実を図り、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 国際社会の中で活躍できる心豊かでたくましい人づくりのため、国内総生産に占める国財政による初等・中等教育費の割合を増大させること。
- 2 きめ細かい教育の実現を図り、我が国の将来を担う人材を育成するため、財政的措置を講ずること。
- 3 教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担割合を拡大すること。

いじめ対策の推進について

近畿部会提出

説明担当 大津市

平成25年6月21日、国において「いじめ防止対策推進法」が成立したことは、国を挙げていじめをなくしていく姿勢が示されたものであり、大変意義があるものと考えている。

いじめ防止対策推進法においては、いじめの早期解消や再発防止に向けてはスクールカウンセラーや社会福祉士など心理と福祉に関する専門的知識を有する者を学校へ派遣することが規定されているが、専門的知識を有する人員を確保することは困難である。

また、いじめを早期に発見し、早期に解消するためには、教員の多忙化を解消し、児童、生徒と向き合える時間の確保に向け教員の増配置が必要である。

さらに、児童生徒の心身の健康促進や、増加の傾向にあるいじめ・不登校の問題に対応するためには、大規模校における養護教諭の複数配置が必要であり、国や県で定めている配置基準の改善やさらなる拡充（年間配置）が必要である。

については、子どもの安心安全のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) いじめ防止対策推進法の制定に伴い必要となる心理や福祉に関する専門的知識、豊富な経験を有する者の派遣に対する財政的支援等及び子どもの立場に立ったスクールカウンセラーのあり方についての市町との協議
- (2) 教員の増配置（講師雇用等）に係る財政的支援
- (3) 養護教諭の大規模校常勤複数体制の確立（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第8条第2号の基準の改善）

個別支援が必要な児童生徒を支援するための 「支援員派遣事業」の補助制度創設について

東海部会提出
説明担当 瑞浪市

(提案理由)

小中学校では、担任による全体指導だけでは学習内容を理解できなかったり、落ち着いて学習に臨めなかったりする児童生徒がいる。

支援員は、そうした児童生徒に対し、担任による全体での指導とは別に、当該児童生徒に寄り添う形で個別に支援を行っている。

こうした個別の支援を必要とする児童生徒は年々増加し、担任のみによる指導にも限界があることから、これに対応するための支援員派遣の要望が多く寄せられている。

これまでは、市独自での支援員の派遣だけでは不足するため、県や国の各種補助事業や交付金等を活用して支援員を雇用し、派遣してきた。

しかし、こうした補助制度は不確定であり、予算的な面から支援員の派遣を縮小せざるを得ない状況も考えられる。

教員の指導力の向上については、日ごろから指導を重ねているところであるが、個別の支援が欠かせない児童生徒への指導は担任だけでは対応が困難な状況となってきたおり、支援員配置の必要性は益々高くなってきている。

以上のことから、継続的に支援員の配置が確保できるよう、「支援員派遣事業」の補助制度創設を強く要望する。

環境や自然生態系の保全に向けた採石法の充実強化について

東海部会提出

説明担当 尾鷲市

(提案理由)

三重県は日本有数のリアス式海岸を有し、特に県南部は背後に峻険な紀伊山地をひかえ、丘陵、平地がほとんどないまま熊野灘に面していることから、自然の良港が数多く形成されており、その近海では多種多様な水産物が水揚げされ、タイ、ハマチ等の養殖も盛んにおこなわれるなど豊かな自然の恵みを享受しています。

一方、年間降雨量は約 4,000 mmにも達し、日本一、二を競う多雨地帯でもあります。

このような自然環境の中にあつて、採石事業に伴う土砂の流出により濁水が発生し、魚類養殖、定置網漁業、刺し網漁業等に甚大な被害をもたらせ、石材運搬作業、船舶への積み込み作業による粉塵・騒音等の発生により、付近住民、事業所等の環境劣化につながっています。

この事業は一旦事業に着手すると、長期間にわたり岩石の採取をおこなうことから、一度失われた自然環境や景観などを取り戻すことは容易なことではありません。

採石業は、採石法に基づいて採取計画が審査・認可されています。

その認可権者は県（都道府県）となっており、認可にあたっては採取事業が行われる市町村長の意見を聞き（採石法第 33 条の 6）、各都道府県知事が認可の判断をすることになっています。

しかし、採石法には「認可にあたっては市町村長の意見を尊重しなければならない」旨の規定はなく、また、認可基準として採石法第 33 条の 4 に「他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認める時は、認可をしてはならない」旨の規定がされていますが、同条の運用をめぐっては、全国において被害のおそれを理由に開発計画を不認可とされた業者が、その処分を不服として認可権者を相手に裁判に至っている事例もあり、また中には事業遅延などを理由とする高額の損害賠償訴訟を提起される事例も起きています。

このような実態を踏まえ、環境や自然生態系の保全について更に厳密な採取計画の提出を義務づけるとともに、同法に違反した場合の罰則規定を新たに加える等、採石法の改正を強く要望します。

道路交通網の整備促進について

東 北 部 会 提 出
説明担当 三沢市

地域の産業、経済の活性化、文化の振興、災害時の緊急輸送及び広域救急救命の強化を図り、地域間格差を解消し、国土の均衡ある発展を目指すためにも、交通体系（道路交通網）の整備は重要な課題であります。

つきましては、下記の事項について特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

1 高速自動車国道等の整備について

- (1) 東北中央自動車道及び日本海沿岸東北自動車道の建設促進（未完成区・未着工区）を図るとともに、高速自動車国道と並行する一般国道自動車専用道路の建設促進を図ること。
- (2) 高速道路と一体となって高速交通体系を形成する下北半島縦貫道路、新庄酒田道路などの地域高規格道路の整備促進を図るとともに、候補路線の計画路線への指定と着工を早期実現すること。
- (3) 地方が真に必要としている高規格幹線道路網の整備が滞ることのないよう、地域生活に密着した道路整備を着実に実施すること。

2 一般国道の整備について

一般国道について、バイパスの整備や4車線化などにより、慢性的な交通渋滞区間の改善を図るとともに、東北地方の主要都市間を結ぶ一般国道の整備を促進すること。

3 冬期間の道路交通環境の整備について

安全・安心な市民生活に必要な道路除排雪体制を維持するための安定した財源確保と各種雪対策の一層の充実・強化を図ること。

道路、橋りょう等インフラ維持補修の促進について

北信越部会提出
説明担当 駒ヶ根市

地方自治体が所有・管理する社会資本（道路、橋りょう等）の整備は、高度経済成長期の発展とともに、昭和40年代後半から加速化した背景があり、現在多くの社会資本が改築期（建設後30年～50年）を迎えています。

一方で、リニア中央新幹線県内中間駅の設置を見据え、そのアクセス道路として一般国道153号等の基幹道路改良や三遠南信自動車道整備などのネットワーク道路整備の重要性はいうまでもありません。

昨年末の中央自動車道・笹子トンネルで発生した事故を鑑み、特に既存の道路、橋りょう等老朽化したインフラの維持補修が急務となっており、国からも道路ストック総点検を行うよう地方自治体に要請がなされている状況です。

しかし、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にあります。

また、特にJR飯田線及び高速道路における跨道橋の長寿命化にあたっては、安全管理費、仮設費等に多額の費用を要し、地方自治体の費用負担が課題となっています。

よって、国におかれましては、主要な道路、橋りょう等について、必要な維持補修を着実に進められるとともに、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 道路ストック総点検で発見した要補修、修繕箇所への対応について、国は財政支援を行うこと。
- 2 河川についても同様に国は財政支援を行うこと。
- 3 JR飯田線及び高速道路における跨道橋については、地方自治体の費用負担軽減を図るよう東海旅客鉄道株式会社及び中日本高速道路株式会社に費用の一部負担を願うと共に、国は補助率の上乗せを行うこと。

九州における高速道路等の交通網の整備促進について

九州部会提出

説明担当 阿久根市

九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り、多極分散型の国土形成を促進するためには、高速交通網の整備充実が不可欠である。

中央経済圏から遠隔の地にある九州においては、本州方面及び九州内各地を結ぶ高速交通網の整備が総体的に遅れており、このことが九州の発展を阻害する要因ともなっている。

九州の高速交通網の早期完成は、九州域内のみならず、本州との産業、経済の交流が促進され、地域の医療、防災等の住民生活の安定が図られるなど、多大な波及効果をもたらし、九州地域の一体的発展に貢献するものと期待されている。

よって、国においては、九州地域の一体的発展を図るため、新幹線（九州新幹線西九州ルート）、高規格幹線道路（東九州自動車道、西九州自動車道、九州横断自動車道長崎大分線・延岡線、南九州西回り自動車道）及び地域高規格道路の建設促進、早期全線整備を図られるよう強く要望する。

北陸新幹線の早期完成について

北信越部会提出
説明担当 野々市市

北陸新幹線は、我が国の高速交通体系の柱として、日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展に不可欠な国家プロジェクトであり、沿線地域の飛躍的な発展を図る上で大きな効果が期待されるとともに、大阪までフル規格で延伸することによる鉄道事業の需要予測は大きく、経済波及効果や収支改善効果は極めて大きいことが明らかとなっています。

さらに、北陸新幹線は大規模災害時等に東海道新幹線の代替補完ルートとしても重要な役割を担う高速交通基盤であり、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、大規模災害に強い高速交通ネットワークの必要性をますます高めています。

このような中、平成 26 年度末を完成予定とする長野—金沢（白山総合車両基地）間の整備が着実に進められるとともに、金沢（白山総合車両基地）—敦賀間の整備についても着手されたところでありますが、依然として大阪までの全線フル規格による整備方針は不明確であり、建設財源の安定的確保など多くの課題が残されています。

つきましては、金沢（白山総合車両基地）—敦賀間の早期整備及び北陸新幹線の日も早い全線開通に向け、着実な整備推進を要望しますとともに、下記の事項について、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1 北陸新幹線の早期完成

- (1) 長野—金沢（白山総合車両基地）間の早期完成
- (2) 金沢（白山総合車両基地）—敦賀間の早期整備
- (3) 大阪までの整備方針の明確化及びフリーゲージトレイン（軌間可変電車）導入によらないフル規格による早期全線整備
- (4) 新幹線小松駅・新幹線加賀温泉駅の整備事業の早期着手

2 建設財源の確保により整備促進を図るとともに、地域負担について適切な財源措置を講ずること。特に、既着工区間の工事費の増額分については、沿線の地方自治体に新たな負担が生じないように対処すること

3 並行在来線について地方負担の軽減、運行のあり方（維持経費の助成措置、線路使用実態に見合った貨物線路使用料の見直しなど）も含め、新たな方策を早急に講じるとともに、経営の安定化に向け、支援施策の充実を図ること

並行在来線への支援措置について

北海道部会提出
説明担当 室蘭市

平成27年度には北海道新幹線の新函館（仮称）駅までが開業する。

この開業に伴いJRから経営分離される並行在来線区間は、通勤や通学、通院など地域住民の日常生活に欠かすことのできない大切な生活路線としての役割を担っており、第三セクターによる鉄道運行が決定している。

また、北海道新幹線は札幌までの延伸が決定され、この区間も開業に伴い並行在来線区間となる。

しかし、現在既に開業している各並行在来線区間は、開業時における施設整備等の初期投資や収益性の低い区間であることなどから極めて厳しい経営状況にあり、地方公共団体の財政状況が厳しい中、今後の鉄道の維持存続が強く危惧されている。

一方で、北海道の並行在来線区間は、単に限られた地域住民の足としてのみ利用されているものではなく、多数の貨物列車が走行する、北海道と本州を結ぶ物流の大動脈であり、国の物流政策上極めて重要な役割も果たしている。

貨物調整金制度が拡充されたが、貨物列車が運行されていない区間は当該制度の効果はなく、また鉄道資産取得の際に自治体が発行する起債に対する交付税措置も平成25年度から行われることとなったが、これら制度拡充後においても並行在来線の運営にあたっては多額の負担が見込まれており、更なる経営の安定に向けた仕組みづくりが必要である。

このことから、並行在来線がJR各社からの経営分離後も、将来にわたり安定的な経営を維持できるよう、未だ方向性が示されていない諸問題について、引き続き新たな仕組みを構築するべく、次の措置を早急に講じるよう強く要望する。

記

1. 並行在来線存続のため、幅広い観点からの財源確保の方策を検討し、地方負担の軽減等についての新たな仕組みを早急に講ずること。
2. 並行在来線維持のための地元負担に係る助成措置を講ずること。
(運営費助成・交付税措置等)
3. 鉄道資産取得等の初期投資等に対する助成措置を拡充すること。
(起債に対する交付税措置等)
4. JRから譲渡される鉄道資産については、安全性の確保及び無償譲渡、若しくは収益性に基づいた価格設定がされるよう、ルール化すること。

地域鉄道における新駅整備等に係る財政支援について

四国部会提出

説明担当 高松市

近年、少子・超高齢社会の到来や地球規模での環境問題など社会経済情勢が大きく変化する中、地方においては、急速なモータリゼーションの進展や大規模小売店舗の郊外立地など都市機能の拡散傾向が続き、中心市街地の人口減少や商業機能の衰退・空洞化が進行するとともに、公共交通利用者の減少が顕著となっている。

このような情勢を踏まえ、高松市ではコンパクト・エコシティを標榜し、多様な交通機関が有機的に連携し、過度に自動車に頼ることなく、公共交通利用への転換を進めることにより、全ての市民が安全で快適に移動でき、環境や交通弱者にも優しい公共交通を基軸とした利便性の高い総合交通体系の構築に努めているところである。

その一環として、現在、利用者等の利便性の向上はもとより、市街地中心部への自動車の流入抑制につなげるため、幹線道路沿いでの高架による鉄道新駅の整備等に向け、鋭意、調査検討を進めている。

しかしながら、この新駅整備等には多大な事業費を要するにもかかわらず、地域鉄道の施設整備に対する国庫補助予算総額が少額であることから採択が困難な状況であり、仮に採択されたとしても、事業期間が長期間に及ぶことが予想される。

よって、国においては、今後の地方におけるコンパクトなまちづくりや公共交通利用促進等の取り組みの重要性に鑑み、地域鉄道関係予算総額の増額や新たな補助制度を創設されるよう強く要望する。